

## (株) タカノヘルスケア 運営推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例等の規定に基づき設置する運営推進会議（以下「運営推進会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(運営推進会議の設置目的)

第2条 運営推進会議は、指定地域密着型通所介護事業者である(株)タカノヘルスケア（以下「事業者」という。）が、事業者が行う指定地域密着型通所介護事業所（以下「事業所」という。）の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けることにより、地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上の確保を図ることを目的として設置する。

(組織)

第3条 運営推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。なお、以下の者については、各指定権者の規定に基づき追加・変更をする場合がある。

- (1) 事業所の利用者の代表者 1名以上
- (2) 事業所の利用者の家族 1名以上
- (3) 事業所が所在する区域の地域住民の代表者 1名以上
- (4) 事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員 1名以上
- (5) 介護について知見を有する者 1名以上
- (6) 前5号に掲げる者のほか、事業者の代表者が必要と認める者

2 前項に掲げる者（以下「会議構成員」という。）は、事業所の代表者が委嘱する。

(会議構成員の任期)

第4条 会議構成員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の会議構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 運営推進会議の会議（以下「会議」という。）は、事業所の代表者が招集する。

2 会議は、会議構成員、事業所の管理者が指名する事業所の職員の参加をもって開催する。

3 会議の議長は、事業所の管理者が掌る。

4 会議の議長は、会議における議事の参考に供するために必要と認める場合は、利害関係を有する者等を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

5 会議は、定例会議をおおむね6ヶ月に1回以上開催する。但し、定例会議のほか、事業所の代表者が必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催するものとする。

(会議の議題)

第6条 会議の議題は、次に掲げる内容とする。

(1) 事業所の代表者による運営推進会議への事業所における活動状況の報告

(2) 運営推進会議による評価(年1回)

(3) 運営推進会議からの必要な要望及び助言等

(4) 前3号に掲げるもののほか、事業所の代表者が必要と認める事項

(会議の通知等)

第7条 事業者の代表者は、会議構成員に対し、書面送付及び管内掲示等により会議を開催する旨の通知を行うものとする。

2 前項の通知には、開催日及び第6条に規定する議題の内容等を記載するものとする。

(記録の作成および公表)

第8条 事業者は、会議の結果に関して、第6条に定める議題についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(費用弁償)

第9条 事業者は、会議に出席をした会議構成員及び第5条第4項の規定により会議に出席した者に、交通費等の費用を弁償しない。

附 則

この規則(要綱)は、平成28年4月1日から施行する。